

### 3. 許可区域区分・区分図

#### 小樽市の区域区分

- 小樽市景観計画に基づき、区域区分では、市内を「禁止地域」と「許可地域」に分け、後者を小樽歴史景観区域、同区域を除く市域全域に区分しました。
- 小樽歴史景観区域は、小樽市景観計画に示される景観特性により歴史的景観地域と新都市景観形成地域に区分しました。
- 市域全域は、自然景観や地域の街並みとの景観形成が求められる住居系地域と、業務において広告物の効果が求められる住居系地域以外の地域に区分しました。
- 許可地域以外に、水天宮周辺地区や第一種低層住居専用地域などを禁止地域に決めました。また、独自の基準が適用される区域として、重要な「通り」を定めています。

